川越市新型コロナウイルス感染症対策会議設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症に関する本市の対策を総合的に推進するため、川越市新型コロナウイルス感染症対策会議(以下「対策会議」という。) を設置する。

(組織)

- 第2条 議長、副議長、構成員は次のとおりとする。
 - (1) 議長 市長
 - (2) 副議長 副市長、教育長及び上下水道事業管理者
 - (3) 構成員 広報監、危機管理監、川越市行政組織条例(平成18年条例第37号)に規定する部の長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育委員会教育総務部長及び教育委員会学校教育部長、川越地区消防組合消防局長並びに保健所長
- 2 副議長は、議長に事故があるときはその職務を代理する。この場合において、その順位は次のとおりとする。
 - 第1順位 副市長 (保健医療部を担任する副市長を第1順位とし、他の副市 長を第2順位とする。)
 - 第2順位 教育長(副市長が2人の場合には、第3順位とする。)
 - 第3順位 上下水道事業管理者(副市長が2人の場合には、第4順位とする。)

(職務)

第3条 議長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

(会議)

- 第4条 対策会議は、議長が招集する。
- 2 議長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 対策会議の庶務は、保健医療推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日(令和2年1月31日)から施行する。